

あま市障害福祉サービス事業所等整備・運営事業
審査講評
【公募型プロポーザル方式】

令和7年2月
あま市障害福祉サービス事業所等整備・運営事業
プロポーザル審査委員会

あま市障害福祉サービス事業所等整備・運営事業プロポーザル審査員会（以下「審査委員会」という。）において、老朽化が進むあま市の施設である、くすのきの家及びくすのきの家西館（以下「既存施設」という。）に、民間活力の導入を図ることを目的に、市有地を活用し、これらの施設の代わりとなる施設を自ら整備・運営する候補事業者を選定したので、これまでの経過及び結果をここに報告する。

令和7年2月18日

審査委員会 委員長
伊藤 義剛

1 審査委員会委員（順不同・敬称略）

委員長	伊藤 義剛	副市長
職務代理者	吉田 みゆき	同朋大学社会福祉学部教授
委員	静谷 貴代子	あま市心身障害児者保護者会代表
委員	平賀 紀代美	あま市知的障害者相談員
委員	徳永 増美津	福祉部長
委員	古川 式規	建設産業部長
委員	国立 強志	社会福祉課長
委員	菱田 基久	高齢福祉課長
委員	恒川 和宏	あま市社会福祉協議会事務局長

2 経過

令和6年	8月20日	第1回審査委員会（募集要領、審査基準の策定）
令和6年	9月3日	公募開始
令和6年	9月18日	質問提出期限
令和6年	9月30日	質問回答
令和6年10月	8日	参加意向申出書等の提出期限
令和6年10月	15日	参加資格審査結果発表（通知）
令和6年11月	29日	応募書類提出期限
令和6年12月	16日	第2回審査委員会（書類審査）
令和7年	1月20日	第3回審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）

3 審査方法

参加意向申出書を提出した者の参加資格要件について、事務局（障がい福祉課）が確認を行った。審査委員会では、応募書類について、参加事業者のプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行い、審査基準に定める評価項目ごとに採点し、全委員の評価点の合計を審査結果とした。

4 参加意向申出者

3者

5 選定結果

3者のうち、2者が辞退した。1者の応募書類に対して審査を行い、その結果、次の事業者を候補事業者と選定した。

評価点	基準点	候補事業者名	所在地	代表者名
1,118点	1,080点	株式会社 白 ^{はく}	津島市本町三丁目 31 番地 5	久保 ^{くぼ} のりこ ^{のりこ} 典子

6 講評

法人の概要では、実績を有していること、事業所の目的や使命、役割等が明確になっていることから、事業の執行に問題ないことが確認できた。

事業所整備計画については、コストを意識した整備計画であり、最低限必要な設備等は設置されている。無理のない事業スケジュールとなっており、近隣住民や保護者等への説明も十分行われる予定である。資金・償還計画については、実際の利用者数に左右されるところが大きいですが、他事業からの補填も視野に入れていることから運営に支障はないものと思われる。

建築方針では、委員からの強い要望もあり、障がいの重い方が利用できるようヒアリングの中で平屋建てにするなど、利用者の特性を考慮した建築の提案となった。敷地については有効に活用できているとは言いがたいが、地域との交流を広げる場のスペースを設けるなど閉鎖的にならないような工夫がされている。

運営方針では、多様な作業内容の提案があり、利用者一人ひとりの能力やニーズを踏まえたきめ細やかなサービス提供がなされる提案があった。権利擁護に関する取組や、苦情解決の仕組みについても、既存の事業所において定期的に委員会を開催しており、その内容を従業員に周知するなどの取組を踏襲する提案となっている。

人員配置では、有資格者や経験年数の長い人員配置に加え、手厚い支援を行うための増員やスキルアップ支援に対する提案があった。

利用者受入体制では、既存施設からの受け入れ計画が明確にされていない中、ヒアリング及びプレゼンテーションの中で詳細な説明があり、適切な受け入れ体制が図られることを確認できた。

危機管理体制では、事故発生時の対応や事前の対策等について、事故・緊急時等対応マニュアルに基づいて対応している提案であった。

地域との交流・地域貢献では、利用者と地域との交流・地域貢献を広げるための取組として、提案事業の実施の他、地域における行事への参加やボランティア活動などヒアリングにおいて具体的な提案がなされた。

任意事業では、必須事業に関連した事業として、保護犬を通じた訓練等の取組が提案されており、県内でも珍しい斬新な提案となっている。

7 総評

公募型プロポーザル方式により提案を求めた結果、1者から提案があった。

提出された応募書類は、これまでの実績をもとにした独自のノウハウが盛り込まれており、本事業で要求する仕様を満たす内容が示されていた。

審査委員会では、各評価項目について厳正かつ公正に審査を行った結果、株式会社白の提案は、候補事業者として選定するに足る提案であると判断した。

今後、株式会社白は、提案された内容を確実に履行することが求められる。また、事業推進に当たり、基本協定書及び土地賃貸借契約の締結を進めていく中で、市と十分に協議し、誠実に対応していただくことを望む。

そのうえで、本事業は長期的な運営が必要となるものであり、特に以下の点に格別の配慮をいただき、安定した運営が図られることを期待し総評とする。

- ・本事業の趣旨は、既存施設の代替施設の整備・運営であり、当該施設利用者の円滑な受入れについては、積極的な姿勢で取り組むこと。

- ・応募資料で提案された内容及びヒアリングにおける回答内容については、必ず履行すること。特に、既存施設で行っている仕事の引継ぎや、当該施設で働く職員の受入れについては十分に協議の上進めていくこと。

- ・従業員が権利侵害の防止について具体的に検討する機会を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を図ること。

- ・積極的に地域の方々との協力関係を築き、地域に開かれた事業所として運営していくこと。

- ・利用者が地域の方々と交流をもち良好な関係を築いていけるよう、株式会社白が地域活動に参加しやすい体制整備を行うこと。
- ・利用者によりよいサービスを提供するため、必要となる関係機関・団体との連携を適切に行うこと。
- ・質の高い障害福祉サービスを提供していくため、3年に1度福祉サービス第三者評価を受審し、指摘された事項について改善を図ること。また、受審結果や改善内容について市へ報告すること。

以上